

業 務 仕 様 書

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務実施の条件となるものではありません。

1 件 名

池田市観光案内施設運営業務委託

2 履行期間

契約締結の日から令和5年9月30日まで

3 履行場所

池田市観光案内所（池田市満寿美町2-7）

4 業務の概要

池田市観光案内施設運営

【池田市観光案内所】

本業務では、池田市観光案内所（以下「案内所」という。）の運営により、カップヌードルミュージアム 大阪池田の来訪者を中心に池田に来た観光客に観光情報を提供するとともに、池田市ならではの産品を中心とした土産物・飲食物を販売することで、更なる回遊性の向上・観光客一人当たりの消費額の増加を目的とする。

5 業務の内容

池田市観光案内施設運営

【池田市観光案内所】

（ア）来所者に対する観光情報の提供

案内所には、原則、常時1名以上のスタッフを配置する。なお、英語での情報提供ができるスタッフの配置など、外国人を含む観光客からの問合せに対応できるようにすることが望ましい。

（イ）パンフレット及びチラシ等の掲示及び配布

各団体や施設が発行している広報誌やリーフレットなどのフリーペーパーを収集し、掲示するとともに、希望者に配布すること。なお、来訪者にとって伝わりやすい掲示方法を工夫するとともに、需要度が高いパンフレット及びチラシ等については、常時、掲示及び配布できるよう、適宜、その補充に努めること。

(ウ) 飲食物の販売

案内所では、池田市ならではの産品を中心に飲食物の提供を行い、消費額の向上、滞在時間の増加を目指す。販売する商品については事前に委託者の確認を受けること。なおその収益は受託者に帰属するものとする。

(エ) 土産物の販売

案内所では観光客向けに池田市にちなんだ物や、池田市の産品の販売を行うこと。販売する商品については事前に委託者の確認を受けること。尚その収益は受託者に帰属するものとする。

(オ) 入り口前スペースの活用

観光案内所の入り口前スペースを、観光客の満足度向上、回遊促進のために活用すること。

(カ) 市内外のイベントへの観光案内所ブース出張

委託者から市内外イベント出展の要請があれば、ブースを出展し、観光 PR の実施、土産物・飲食物の販売を行うこと。

(キ) 施設の安全管理

受託者は、案内所の防犯対策、備品の確認等を行うとともに、施設環境の変化に気を配るなど、来所者が安全・安心・快適に利用できるよう努めること。

※警備委託料（機械警備）については池田市から支出する。

(ク) 報告業務

受託者は月報を作成し委託者に報告すること。尚、月報に関しては、入場者数、売上高を必ず記載すること。また受託者は、委託契約の履行期間了後、速やかに業務日報・月報をまとめた「業務年報」「販売売上集計表」等を年度終了後の翌月 10 日までに提出し、委託者の承認を受けること。

(ケ) 賃料について

観光案内所物件の賃料については、観光案内業務等に供する部分を除いた残りの部分に路線価を乗じた金額を支払うものとする。尚賃料には実費相当分を含むものとする。